

特集 「働く貧困」に立ち向かう世界の労働組合 〔ドイツ〕労働協約の国での全国一律最賃制の確立

片岡正明

好調な経済成長の一方、賃金が低く抑えられてきたドイツは大きな転換期を迎えている。

2015年1月から全国一律の法定最低賃金を定める法律が導入され、順次、実現される。17年1月には文字通り、8.5ユーロ（12月1日現在で1ユーロは約147円）が最低賃金として確立され、欧州連合（EU）加盟国としては、22番目の法定最低賃金導入国となる。

この稿では、そこに至る過程と法律そのもの、そして貧困労働克服の展望をみていきたい。

労働協約での最低賃金

もともとドイツでの最低賃金の保障は、労働協約によって決められてきた。労働条件や賃金を決定するのに、労使間での労働協約の締結とその順守を基本とする協約自治（Tarifautonomie）が基本にあった。

協約自治が尊重されるドイツでは、産別労組が強い力を持ち、産別の使用者側と交渉するのが従来のスタイルだ。そして、労使の合意による労働協約は労働組合員のみならず、未組織労働者にも拡大適用されていた。一般的拘束宣言と呼ばれるもので、労働協約を労組員以外の従業員にも広く適用するため、政府の労働省が行う行政措置だ。最低賃金もこの労働協約で決まっていた。協約最低賃金制である。このため、改めて、最低賃金を法律で決めなくてもよかったといえる。現在、法

定最低賃金が導入されていない北欧やオーストリアも導入されていないのは同じ理由だ。

協約体制の崩壊と低賃金労働の横行

ところが、ベルリンの壁崩壊、東西ドイツ統一、東側の旧体制崩壊と東欧各国の欧州連合（EU）加盟による東欧企業の参入と労働者の流入などで、労働協約の規制は弱体化した。東欧諸国などの労働者は多くが出身国の企業に雇用され、ドイツ国内の産別労働協約に服さず、単純労働分野などでの賃金ダンピングを推し進めた。また、東西ドイツ地域間での賃金格差や労働協約を適用する労働者の比率の違いが大きいことも協約自治が弱くなった原因だ。

協約自治を保障する一般的拘束宣言には、使用者団体がその産業・地域で少なくとも50%以上の従業員を雇用していることが条件。この条件を満たす協約そのものが少なくなっていることに加え、協約の中にもさまざまな例外規定が設けられ、個別企業の労働協約に任される項目もある。

このため、労組系のハンス・ベックラー基金経済社会研究所（WSI）によると、一般的拘束を宣言された労働協約で拘束される労働者の割合は、1998年に旧西独地域で78%だったものが、2006年に65%、2013年には60%、旧東独地域でそれぞれ63%だったものが54%、47%と激減している。

労働協約適用外で最低賃金はほとんどなく、低賃金労働が横行した。また、シュレーダー前首相が2003年から実施した労働市場改革など一連の「改革」により、低賃金労働はさらに広まった。

もともとシュレーダー政権の改革は押し寄せる経済のグローバル化・市場開放の波と高齢化社会に抗して、いかに社会保障制度を維持していくかの模索だった。最低賃金とは少し離れるが、一連のハルツ改革法を貫くコンセプトはシュレーダー首相就任当事に400万人を超えた失業者の数を減らし、失業者にかかるコストを削減することだった。ハルツ改革第4法では、「長期失業者を労働市場に戻す」ために、失業手当の削減が実施された。

これまで最大限32カ月保障されていた失業保険給付を12カ月（55歳以上は18カ月）に短縮。失業給付の後に全額が国の予算で支給されている失業援助金を日本の生活保護に当たる社会援助金と同額、1カ月345ユーロに引き下げた。しかし、失業者の数はさらに増え、05年には500万人を超えた。

労働市場改革の中で出されてきたのがミニジョブだ。派遣労働、期間労働とともにシュレーダー前政権が導入した労働市場改革の中の一つで、月収が450ユーロ以下の場合に、労働者の所得税と労働者側の社会保険料が免除される仕組みだ。使用者側は年金などの社会保険料を若干、負担する。

当初は労働時間が週15時間以内に限られていた。このミニジョバー（ミニジョブで就業する低賃金労働者）が大量に増加する。

労組側の発想転換

ドイツ労働総同盟（DGB）内では、法定最低賃金の要求は長らく少数にとどまっていた。「法定最低賃金は協約自治を脅かし、組合の交渉力、組織力、実行力を損なう」というのが多数意見で

あった。しかし、低賃金労働が増加し、賃金ダンピングが横行する中で、統一サービス産業労組（ベルディ）の幹部などが「協約最低賃金がベストの解決策であろうが、それはすでに何年来も達成されていない。現状からは生存保障の法定最低賃金は協約を弱めるものではなく、協約自治を安定させる」と法定最低賃金を提唱。2006年3月にベルディと「食品・飲料・レストラン労組」（NGG）で最低賃金イニシアチブがつくられる。さらにはドイツ労働総同盟（DGB）の大会が同年5月、7.5ユーロの全国一律の法定最低賃金導入を訴えるに至る。

ベルディ幹部の見解

2013年は、このシュレーダー改革からちょうど10年に当たる。

低賃金の労働者の状況を示すものとして、次に労組幹部のインタビューを挙げよう。このインタビューは統一サービス産業労組（ベルディ）のプレス担当責任者、クリストフ・シュミッツ氏に片岡が2013年9月に聞いたものだ。このとき、労組は8.5ユーロの全国一律最低賃金を掲げている。



ドイツでは経済成長で大企業が利益をあげる一方で、貧困労働が増加し、2013年9月の連邦議会（下院）選挙の一つの争点となりました。私たちは、選挙に、労働者が貧困にならない「よい仕事を」という要求を一番に掲げ、各政党に要求しました。

ドイツでは、時給8.5ユーロ未満の低賃金労働、派遣労働、有期契約の労働、ミニジョブという貧困労働があふれています。それに新たに請負労働が加わって、大きな社会問題となっています。

シュレーダー前政権は、労働市場改革を2003年から04年に導入しました。派遣労働者、期間

労働者のパートタイム、ミニジョブという労働の柔軟化で、正規労働者の仕事をこういう人たちにやらせるようになってきました。

ミニジョブは、当初、主要な職以外のアルバイトとして仕事に就くケースが想定されていましたが、15時間の労働時間制限が撤廃され、時給の加減を廃止。このため、この労働形態が急速に広まりました。ミニジョブは導入された最初の時期には労働時間が15時間に制限されていましたが、次に20時間、さらにもっと長くなりました。月の給与は450ユーロまでとされていますから、時給は低くなっています。

現在、750万人もいるこの人たちは月収が低いだけでなく年金額もとても低く、ミニジョブだけ続けている人は、年金生活に入っても、一部、生活保護を受けなければならない水準です。また、正規労働では女性の割合が36.7%ですが、ミニジョブでは71.4%と大きく、女性の貧困をつくりだす労働といえます。

時給8.5ユーロ未満で働く低賃金労働者は700万人います。140万人は5ユーロ未満の超低賃金です。超低賃金労働は、多くの場合、産別の労使で決める労働協約を持たないものです。

有期契約労働は、従来、病気の人や妊娠・子育ての人の代わりのためなど明確な理由が必要でしたが、労働市場改革の中で理由は必要でなくなりました。最長、2年間で期限ですが、労働者は正規労働者になれる機会があるため、権利を主張しにくく、経営者が労働者を簡単に搾取するための道具として使われています。

派遣労働は、同一労働同一賃金の原則が確立されましたが、労使が労働協約を結んだ場合を例外とするということで、現在、労使の間で労働協約が結ばれています。

これに新たに加わっているのが請負労働、また

はにせの請負労働です。北ドイツの食肉加工業で、外国企業に下請けをさせ、その外国企業がにせの請負労働者を大量に連れてきて安い賃金で働かせ、賃金ダンピングが大問題となっています。商店のたな卸しをする職業や印刷業でもにせ請負労働が主要になり、時給6～6.5ユーロというその業界の半分以下の賃金で働かせています。

こういう貧困労働への対策として私たちは二つのことを提案しています。一つは全国一律の法定最低賃金の導入で、低賃金の労働をなくすための第一歩になります。

二つ目は、職場の労働者の代表組織である事業所評議会（Betriebsrat）に、企業が個別の労働者と請負契約を結ぶ場合に、その請負が必要なのか、正規労働者が働けるのではないかと検討し意見を出すことのできる共同決定権を与えることです。この二つで、最低限、低賃金やにせ請負を抑制することができると思います。（インタビュー終わり）

法定最低賃金への道、法改正で前進

ドイツでの法定の最低賃金の始まりは1996年11月の建設業だ。外国から参入し、労働者も一緒に連れてくるという外国企業を念頭に置いた法律で、外国企業の賃金ダンピングを防ぐという性格の労働者送出国が基本となった。

97年には、屋根葺き職に、2003年に塗装工に適用された。

05年に誕生したキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と社会民主党（SPD）の大連立政権により、法定最低賃金制の職種は拡大されたが、対立の構造は残ったままであり、進行はきわめて遅かった。ドイツ労働総同盟（DGB）などの労組は全産業分野での最低賃金制確立を求める運動を起こし、左翼党はもちろん、大連立に加わ

る与党の社民党（SPD）もこれを支持。最低賃金制度に反対するもう一方の与党、キリスト教民主・社会連合（CDU・CSU）と対立した。

しかしDGBなど労組が全産業分野での法定最低賃金制確立を強く訴え、この労働者の要求に押され、法定最低賃金制に賛成するSPDと拒否するCDU・CSUの与党間で2007年6月に妥協が成立した。中身は最低賃金法導入ではなく、既存の労働者送出法、最低労働条件法の改正だった。

労働者送出法の適用対象を全産業部門とすること、1952年の最低労働条件法を現代化して、特定の産業部門の最低賃金を定める法律に変えることだ。

新たな最低賃金体制は、次のいずれかとなった。

第1は、労働者送出法では労働協約の適用率が産業全体の労働者の50%以上の業種で、労使で構成する労働協約委員会が最低賃金の決定や外国人も最低賃金制度の対象にできることなどを規定し、最低賃金を決める。

第2は、最低労働条件法の改正は、労働協約率が50%未満の業種において、最低賃金を最低労働条件の中に含めるかどうかを労使代表で構成する専門家委員会が判断し、最低賃金を決める。

この規定を利用して、個別産業ごとに最低賃金導入が進んだ。まず、07年4月、ビル清掃部門の労働者への労働者送出法の適用が決まった。

07年9月には電気工事職に最低賃金制が導入されることになった。全国の電気技師27万人に適用された。当時、旧東独部で時給7.7ユーロ、旧西独部で9.2ユーロとなった。

金属産業労組（IGメタル）のフーバー副委員長は、歓迎しながらも「われわれは賃金ダンピングではなく、質の高い効率的な競争が必要だ」と述べ、2010年までに旧東独部で8.2ユーロ、西独部で9.6ユーロへと増額することを求めた。

07年12月には郵便サービスが対象となった。

同年11月29日には郵便配達労働者の最低賃金導入で、与党の社会民主党（SPD）とキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）で合意。合意では、統一サービス産業労組（ベルディ）が要求していた「最低賃金を郵便労働者全体に適用」は入らなかったが、郵便配達員の最低賃金を旧西独地域では9.8ユーロ、旧東独地域では8ユーロとすることで妥協が成立。08年1月から施行された。

ドイツでは郵便が自由化され、郵便公社から民間会社となったドイツ・ポスト以外に、PIN、TNTなどの新規参入の郵便会社がある。郵便配達員の賃金はドイツ・ポストが時間当たり10.54ユーロだったのに対し、PINが5.86ユーロと大きな差があった。

ベルディはこの合意を「主要な目的は達成した」と評価する一方、ドイツ産業連盟（BDI）は「（これまで低賃金で雇われていた）500万人分の職が危うくなる」と合意を批判した。

しかし、新規郵便業参入者の提訴により、2010年1月、最終審の連邦行政裁判所が原告の主張を認めたため、郵便業の全労働者に適用される最低賃金はなくなった。

こうした形での最賃は以後、警備、炭鉱作業、廃棄物処理業、林業、職業教育、道路清掃、クリーニング、廃棄物処理業に拡大した。

法定最賃制が選挙の争点に

法定最低賃金制は、次に08年の拠点州の州議会選挙、09年の連邦議会選挙で政治の熱い争点となった。

08年、社会民主党（SPD）が時間当たり7.5ユーロの法定最低賃金確立を選挙政策の前面に掲げ、年明けの1月2日から要求署名キャンペーン

を始めたほか、左翼党も時間当たり8ユーロの最低賃金を政策に掲げ、選挙キャンペーンをすでに開始。また職安が斡旋する仕事を失業者が拒否できにくくしている現行の失業保険制度が、賃金の安い労働者を大量に生み出しているとして制度の変更を求めた。保守のキリスト教民主同盟（CDU）は法定最低賃金を否定するものの、「産業別での最低賃金制の拡大は考えざるを得ない」（ラマート連邦議会議長）と追い込まれた。07年12月の世論調査（独公共第一テレビ）ではすでに国民の78%が全産業での法定最低賃金制の必要性を認めた。

09年9月27日のドイツ総選挙も法定最低賃金の確立が大きな争点となった。9月13日夜、二大政党の首相候補であるキリスト教民主同盟のメルケル首相と社会民主党のシュタインマイヤー副首相兼外相によるテレビ討論が開催。連邦レベルの最低賃金導入をめぐるのは、メルケル氏が雇用削減につながる恐れがあるとして反対。シュタインマイヤー氏は「最低賃金は人々の助けになる」と強調した。

連邦議会選挙の結果、SPDは敗北。左翼党は躍進したものの、CDU・CSUと自由民主党（FDP）が連立政権をつくった。

少し時間は飛ぶが、2013年4月にはドイツの理容師・美容師の最低賃金が8月から導入されることになった。統一サービス産業労組と理容・美容業組合が合意。13年8月からドイツで働くすべての理容師・美容師に適用され、賃金は1時間当たり旧西独地域で7.5ユーロ、東独地域で6.5ユーロ。2014年、15年にも引き上げられ、15年には、全国一律で8.5ユーロとなる。

派遣労働者のたたかい

ドイツでは、派遣労働者にも同一労働同一賃金

を保障する法律が2004年から施行されたが、労働者側と使用者側が労働協約を結んだ場合を例外としている。

派遣会社でつくる使用者側団体は、派遣労働者を代弁し、全国中央組織であるドイツ労働組合総同盟（DGB）と、労働協約を結んだ。ところが、使用者よりのキリスト教労組がつくった派遣労働者組織（CGZP）が不当に安い賃金で労働協約を結び、ドイツ全体で約90万人いる派遣労働者の低賃金固定化の原因となった。

この分野で転機が訪れたのは、2010年だ。ベルディなどがCGZPの労働協約の違法性を訴えたのだ。

判決は、10年12月14日にベルリン労働裁判所が、安い賃金で労働協約を結んでいたキリスト教労組系の労働協約に対し「同一労働同一賃金の原則からあまりにもかけ離れている」と無効を宣言した。

報道によると、清掃業への派遣労働者の場合で、時間当たりの最低賃金はDGBの労働協約が8.5ユーロなのに対し、CGZPの協約では5.5ユーロで、CGZP協約の賃金はDGBのわずか65%に過ぎなかった。

判決はCGZPの労働協約を結んでいた1600社の20万人を含め、約28万人に影響。該当する労働者は、DGBの労働協約の水準まで、追加支払いを要求できるほか、給与増額に伴い、企業側が支払う社会保険料も増額になった。

ベルディ、金属産業労組（IGメタル、230万人）、DGBなどはいっせいに追加支払いを要求。これに対し、使用者側は「20万～30万人の職が失われることになる」と、追加支払いを要求すれば解雇の脅しをかけた。

使用者側が実行を急がない背景には、11年5月からの東欧労働者への門戸解放があった。欧州

連合（E U）は04年にE U加盟した東欧諸国に、ドイツなどそれ以前の加盟国への労働者の自由な移動を保障したからだ。

ドイチェ・ウェレの報道によると、最低賃金が時間当たりわずか1.8ユーロのポーランドだけで、50万人の派遣労働者が独国内へ働きに来る可能性があった。比較的に高い賃金のドイツ派遣労働者は外国人労働者にとって代われ、失業に追い込まれるという観測が出ていた。

このため、労組側は、全国一律の最低賃金制度確立や派遣労働者の法定最低賃金制を政府に強く要求。また、産業別の労働協約に派遣労働者も含め、派遣労働者の賃金を保障しようという動きもあった。外国からの労働者に対しては、ドイツの国内法で保障される権利を知らせるキャンペーンを実施した。

ベルディのブジルスケ委員長は「法的最低賃金確立など国内労働者と外国からの労働者が同じ条件で働ける法律が必要だ」と強調した。

その派遣労働者に最低賃金を導入することが決まったのが11年12月。派遣労働者は職種別で11業種目となった。事実上、多くの派遣労働者の賃上げにつながるもので、企業側の「派遣労働者の賃金を上げる余裕はない」との論理を覆すものとして注目された。

2012年1月からドイツで働くすべての派遣労働者に適用され、賃金は1時間当たり旧西独地域で7.89ユーロ、東独地域で7.1ユーロとなった。

2013年9月には、ドイツの派遣労働者の権利を代弁するドイツ労働組合総同盟（DGB）と大手派遣会社でつくる派遣会社連盟は、派遣労働者の賃上げで合意。派遣労働者の最低賃金は旧西独地域では2014年に8.5ユーロ、16年に9ユーロに引き上げ、旧東独地域では、14年に7.86ユーロ、16年に8.5ユーロとなる。

一方、専門技術を持つ派遣労働者は16年までに旧西独地域で3%、旧東独地域で4%の賃上げが実施され、時給がはじめて20ユーロを超えた。

保守党の最低賃金案

2011年11月、メルケル首相が率いる保守与党、キリスト教民主同盟（CDU）がライプチヒで開かれた党大会で、最低賃金の新たな提案を採択した。

これまでCDUは一貫して全般的な最低賃金制導入には反対しており、ドイツ公共第2放送のニュース番組ホイテのアンカーは「いまやCDUは社会民主党になった」と刺激的に表現した。

提案は、労働協約が結ばれていない分野で、拘束力を持つ最低賃金制を導入するというもの。法定の最低賃金制ではなく、あくまで労使の合意に基づくものだ。地域別、産業別の最低賃金を労使の委員会で決めていき、500種類もの最低賃金ができるとの報道も出た。

これに対し、連立与党の自由民主党（FDP）は使用者側の立場から「認められない」と反対。結局、連立政府としては決定できなかった。

全国一律の最低賃金法

全国一律の法定最低賃金は2013年9月の連邦議会選挙の最大の焦点となった。

キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）が大幅に議席を伸ばし勝利したものの、連立を組んでいた自由民主党は得票率5%の足切り条項に引っかかり、連邦議会から議席を失う結果となった。

逆に社会的公正を訴え、法定最低賃金確立を求めた3党、社会民主党（SPD）、左翼党、90年連合・緑の党が合計で議席を上回った。SPD、90年連合・緑の党は法定最低賃金8.5ユーロを、左翼

党は10ユーロ実現を掲げた。

その後、CDU・CSUはSPDと連立交渉をするほかはなく、SPDとの連立交渉では、国民の要求である全国一律法定最低賃金制など社会的公正の要求を受け入れざるを得なかった。

選挙結果判明から2カ月後の、連立協定で、全国一律の法定最低賃金を8.5ユーロとし、2015年から段階的に導入し始め、17年1月からは完全実施されることがうたわれた。

連立協定では、また、派遣労働者と正規労働者の「同一労働同一賃金」の原則をより厳格にし、派遣労働者が9カ月を超えて同じ職場にいる場合、正規労働者と同じ賃金に引き上げることや、これまで67歳から年金を受給するようにしていたのを45年以上働いた労働者は63歳から年金が受け取れることなどが盛り込まれた。

一方で、SPDが主張していた富裕税の導入は見送られた。

最低賃金法は、連邦議会（下院）で7月3日、法定最低賃金の導入に関する法案を賛成535、反対5、棄権61の圧倒的多数で可決した。

連邦参議院（上院）も7月11日に採決。8月に法文が公表された。労組側からは「例外なき最低賃金導入でない」と批判も出たが、その内容を見てみよう。

法は「労働協約自治を強化する法」とタイトルが打たれ、六つの章で、新法や現行法の部分変更の内容を示している。その第1条が最低賃金法だ。

内容は2015年から17年まで段階的に8.5ユーロの全国一律の法的最低賃金が実施。その後については、連邦政府が、設置する常設の最低賃金委員会が最低賃金額を2年ごとに決める。委員会は使用者団体、労働組合から各3人。また、使用者側、労組が共同で推薦する者を委員長とし、7人で構成する。

最低賃金法は、すべての被雇用者に適用されるが、例外として18歳未満で職業訓練を完了していない者には適用されない。1年以上失業していた者が再就職する際には、雇用から6カ月は最低賃金が適用されないとしている。

食肉加工業

政府が2015年から法定最低賃金8.5ユーロを段階的に導入することを決定したことを受け、低賃金が一掃されてきた産業分野で、労使間の労働協約によって、最低賃金導入を先取りする動きが出てきている。

欧州で低賃金と不当廉売が問題になってきたドイツ食肉加工産業の労使が2014年1月、全国一律の最低賃金7.75ユーロを7月から実施することで合意した。

食品・飲料・レストラン労組（NGG）と使用者団体の食品・飲食業協会の代表が合意したもの。それによると今年7月から旧東独と旧西独の最低賃金の格差をなくし全国一律で7.75ユーロを導入、その後12月に8ユーロ、15年1月に8.6ユーロ、16年12月に8.75ユーロと段階的に最低賃金を引き上げることになった。

ドイツの食肉産業には、約10万人が働くが、労組側によるとうち1万5000人以上が請負労働者。派遣労働者を含めると3万人が非正規労働者と報道されている。請負労働者にはブルガリアやルーマニアからの労働者が多く、時給が4ユーロ前後に抑えられていた。

ドイツでと殺されるブタは約6000万頭といわれ、その3分の1が隣国などに輸出されている。2013年にはベルギーとフランスが不当な低賃金による不当廉売で自国の食肉産業が脅かされているとして欧州連合（EU）の執行機関、欧州委員会に訴えるなど問題となっていた。

法の実施を前に成果と問題点

全国一律の法定最低賃金 8.5 ユーロ段階的実現の影響は食肉業ばかりではない。一定の成果と問題点が明らかになってきた。

成果の第1は、ドイツで長年、問題になってきた旧東独地域と旧西独地域の賃金格差が大幅に縮んできたことが明らかになったことだ。

労組系のハンス・ベックラー基金経済社会科学研究所（WSI）によると、1991年に東独と西独が統合した直後は、旧東独の労働者の労働協約に基づく賃金は旧西独地域の60%にしかならなかったが、2014年半ばには97%に達した。WSIによると、最低賃金導入が大きな役割を果たした。

旧西独地域と旧東独地域の労働協約に基づく賃金の格差は、産業ごとに大きく違い、公務員、銀行・保険、鉄鋼、小売りなどではほぼ100%。しかし、建設業では92%、ホテル・飲食業では77%、農業では73%とまだ格差が大きい。

一方で、労働協約が定められていない職場での賃金は、旧東独地域は旧西独地域の83%でしかない。旧東独地域は労働協約が結ばれていない職が多く、全体としての格差解消にはまだ時間がかかりそうだ。

東西の失業率の差はまだ大きい。連邦雇用エージェンシーによると、2014年10月時点で全国6.3%、旧西独で5.6%なのに対し、旧東独地域は9%超で、ベルリン特別市は10.7%となっている。長期失業者は社会扶助を受け、失業者とは区別されるため、長期失業者が多い旧東独部と少ない旧西独部の実際の雇用の差はさらに大きい。

長年、問題となってきた旧西独地域と旧東独地域の賃金格差を、法律を先取りして全国一律の法定賃金を実現したのはゴミ収集・処理業の清掃

労働者だ。同業種は法定賃金がすでに決められている12業種の一つだが、14年10月1日からは、旧東独、旧西独の区別なく全国一律に1時間8.86ユーロとなった。

不当に安い賃金と、労組が批判してきた、美容師、クリーニング業などの労働者の賃上げも具体化してきている。労使の話し合いで美容師は来年8月に8.5ユーロ、クリーニング業は2016年7月に8.75ユーロとなる。

旧東独州の一つ、ザクセン州では15年には労働者の4分の1以上が時給8.5ユーロ以上を受け取ることになるという報道されている。

一方で、問題点も明らかになってきた。その一つが最低賃金を守らない闇労働の取り締まり体制が追いついていないことだ。

税務署に属する闇労働監視員は現在、6500人体制だが、税務署の労組によると15年の最低賃金法施行後は2500人の増員が必要とされる。ところが、当局はいまのところ19年までに1600人増やすという計画しかない。法の網をかいぐる闇労働が横行する可能性がある。

マクドナルド、ピザハット、スターバックスなどのファストフード会社の“ブラック”ぶりも問題となっている。ファストフード会社などは、8.5ユーロの最低賃金を導入する代わりに、夏冬のボーナス、残業手当、夜間労働手当、日曜・祝日出勤手当などを一律に廃止するという労働協約案を労働者に提示。時給はあがるものの、労働者は平均で年1100ユーロもの減収となるため、労組は猛反対している。

さらに、最低賃金の引き上げを理由に、美容室料金やタクシー料金は値上げの予定だが、世論調査では、これまで料金にチップを上乗せして払っていたのを払わないと回答した人が増えている。

（かたおか まさあき・ジャーナリスト）